

年賀  
寄付金

# 日本郵便株式会社 助成金 説明会

開催

2019年  
10月15日(火)

時間

14:00～15:30  
15:30～希望者のみ個別相談

会場

松江中央郵便局 3階 第一会議室  
松江市東朝日町138

対象

社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、  
一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、  
NPO法人

料金

無料

定員

20名

今回の説明会について

日本郵便株式会社年賀寄付金事務局担当者が、申請書の書き方や申請の際のポイントなどを紹介します。初めて助成金を申請する方や検討中の方など、多くの方のご参加をお待ちしています。

年賀寄付金配分事業とは？

日本郵便株式会社が、国民の福祉の増進を図ることを目的として発行してきた「寄付金付お年玉付年賀葉書」。日本郵便株式会社はこれらをお預かりしました寄付金を法律に定められている10の分野の事業を行う団体に配分しています。

照会先：松江殿町郵便局（担当：杉田）  
島根県松江市殿町1

TEL : 080-5948-9764 または 0852-24-2850

e-mail : [kenji.sugita.ap@jp-post.jp](mailto:kenji.sugita.ap@jp-post.jp)



日本郵便 年賀寄付金

日本郵便株式会社 年賀寄付金配分事業説明会

参加申込書

申込締切10月11日(※)

※定員に達するまで募集いたします。お気軽にお問合せください。

開催日  
10月15日(火)

氏名	団体名	電話番号

個別相談をご希望の方は、相談内容をご記入ください。

## 年賀寄付金事業について

- ☆募集期間は2019年9月9日(月)～同年11月8日(金)
- ☆毎年約200団体程度を助成
- ☆活動系のプログラムを始め、施設改修や機器購入、車両購入などのプログラムもあります。
- ☆申請可能事業は規定された10の事業のいずれかに該当し、かつ申請法人の定款又は寄附行為に基づいて行う事業です。表1をご覧ください。
- ☆助成分野と申請可能額は表2をご参照ください。

表1 お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項に規定された10の事業

1 社会福祉の増進を目的とする事業	6 文化財の保護を行う事業
2 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業	7 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
3 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業	8 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
4 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業	9 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
5 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業	10 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

表2 助成分野及び申請可能額

助成分野		申請可能額
一般枠	活動・一般プログラム (*1) 公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベント又は新規事業を支援	～500万円まで
	活動・チャレンジプログラム (*2) 公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベント又は新規事業を支援	～50万円まで
	施設改修 公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために必要な施設の改修等を支援	～500万円まで
	機器購入 公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために必要な車両以外の機器の購入を支援	
	車両購入 公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために車両の購入を支援	
特別枠	東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨災害の被災者救助・予防（復興） (*3) 活動・施設・機器・車両の区分はありません。	～500万円まで